

#### 議会議務局告示第四号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）第九条第四項の規定により、県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため自家用車により旅行した場合の車賃の額を次のように定める。

なお、平成二十年議会議務局告示第二号（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定による車賃の額）は、廃止する。

平成二十年十月九日

広島県議会議長 林 正 夫

一キロメートルにつき三十五円（有料の道路を利用した場合にあっては当該額に有料の道路の料金に相当する額を、自動車航送船を利用した場合にあっては当該額に自動車航送運賃（当該自動車航送運賃に含まれる運転者の運送に係る運賃を除く。）に相当する額を加算した額）